

令和6年度 宮城地方労働審議会 家内労働部会 議事録

令和7年2月3日（月）午後1時30分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、泉委員

使用者代表

飯塚委員、笹崎委員、桃井委員

開 会

補 佐 それでは、ただいまから、令和6年度宮城地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。本日の家内労働部会は公開となっております。

私は、賃金室室長補佐の内海と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の方々の出席状況を御報告いたします。

事前に小幡様から欠席の旨、御報告いただいております。

公益代表委員	2名
家内労働者代表委員	3名
委託者代表委員	3名

以上8名が出席されていますので、地方労働審議会令第8条第3項により、会議が成立していることを御報告いたします。

補 佐 はじめに、本部会について説明いたします。

資料1「地方労働審議会と家内労働関係部会」を御覧ください。

資料では、宮城地方労働審議会に家内労働部会と最低工賃専門

部会が設置されております。

それぞれの下のカッコ書きの部分を御覧いただきますと、最低工賃専門部会は最低工賃の決定、改正に関する事項の調査審議に特化しているのに対し、家内労働部会は、家内労働に関するそれ以外のことを審議するという役割を担っております。

最低工賃専門部会は、宮城労働局長から、最低工賃の決定、改正等について宮城地方労働審議会会長に対し諮問された場合に、最低工賃専門部会を設置し、最低工賃の改正等について審議することとなります。

本日の家内労働部会では、最低工賃新設・改正計画などを含め、最低工賃の決定、改正に関する事項以外の事項が議題となっております。

宮城地方労働審議会の委員以外の方に対しましては、本年1月20日に宮城地方労働審議会の臨時委員として発令させていただき、その後、宮城地方労働審議会会長より、同日付けで家内労働部会委員として指名させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今期の部会として初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進行させていただきます。

それでは、委員の方々を、御紹介させていただきます。

賃金室長

賃金室長の堀内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お配りしております会議資料2の名簿により、各委員を御紹介させていただきます。

公益を代表する委員です。

熊谷委員です。

桑原委員です。

桑原委員は、地方労働審議会の公益代表委員でございます。

家内労働者を代表する委員です。

阿部祥大委員です。

阿部徹委員です。

泉委員です。

委託者を代表する委員です。

飯塚委員です。

笹崎委員です。

桃井委員です。

事務局の紹介をさせていただきます。

労働基準部長の川越です。

賃金室長補佐の内海です。

安全専門官の長谷川です。

賃金調査員の伊藤です。

本日は欠席しておりますが、事務局には賃金指導官の伊藤もおります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

補佐 議事に入ります前に、労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

基準部長 宮城労働局労働基準部長の川越でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、宮城地方労働審議会家内労働部会に御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

また、この度、家内労働部会の委員に御就任いただきましたこと重ねて御礼申し上げます。

さて、家内労働部会では、先ほど説明ございましたが、最低賃金の新設・改正を審議することになっておりまして、この計画期間が3年サイクルであることから、宮城においてもこれまで3年に一度の開催し、議論をいただいていたところでございます。

家内労働者の状況を見ますと、産業構造や経済情勢などの変化

からか、長期的には家内労働者数及び委託者数の双方が減少を続けております。令和6年10月の宮城県内の家内労働従事者数は合計で900人程度となっている状況がございます。

このうち、宮城県の二つの最低工賃の適用を受けている家内労働者数を見ますと、男子服婦人服製造業で58人、電気機械器具製造業で47人となっているところでございます。

本日は、このような家内労働の現況や、第14次の最低工賃新設・改正計画の進捗状況を御説明したのち、今後の3年間の新たな計画の案、また家内労働者数がおよそ半減した電気機械器具製造業の最低工賃の改正の必要性について御意見を賜りたいと存じます。

限られた時間の中ではございますが、委員の皆様の御審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 それでは、議題（1）部会長及び部会長代理の選出について、事務局から御提案させていただきます。

賃金室長 地方労働審議会令第6条第4項により、部会長は、「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」ということになっています。

また、同条第6項では部会長代理について、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」ということになっています。

家内労働部会の前に、公益委員の方々に打合せを行っていただいておりますので、その結果をお諮りするということによろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

賃金室長 それでは、「異議なし」ということでございますので、打合せ結果を御報告いたします。

部会長には、桑原委員、部会長代理には、熊谷委員という打ち合わせの結果となっております。

御承認をお願いいたします。

各委員 (異議なし。)

賃金室長 御承認をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、部会長に桑原委員、部会長代理に熊谷委員をお願いいたします。

補佐 それでは、部会長、部会長代理に、御挨拶をお願いしたいと思います。最初に部会長をお願いいたします。

桑原部会長 部会長に選出されました 桑原 でございます。

この家内労働部会は、最低工賃の改定計画を3年毎に策定するということから、今年度の開催となったところでございます。

限られた時間ではございますが、有意義な会議にしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

補佐 次に、部会長代理、お願いいたします。

部会長代理 部会長代理に選出されました 熊谷 でございます。

部会長を補佐して、議事の円滑な進行に努めたいと考えてございますので、何卒よろしくをお願いいたします。

補佐 部会長が選出されましたので、これからの議事進行は部会長にお願いいたします。

桑原部会長 それでは、議題(2)宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程について、資料3-1(2)「宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程」を御覧ください。

家内労働部会運営規程は、昨年度と同じでございますが、各委

員の皆様から何か御質問等がございますでしょうか。

各 委 員 （質問等なし。）

桑原部会長 それでは、御質問等はないようですので、今回の部会も本運営
規程に基づいて進めてまいります。

次に、議題（3）宮城県における家内労働の現状について、事
務局から説明をお願いいたします。

補 佐 それでは、議題（3）「宮城県における家内労働の現状について」
全国の状況等を含めて御説明いたします。

初めに資料 10「家内労働のしおり（令和6年度版）」を御覧く
ださい。これは毎年、厚生労働省で作成している全国版となりま
す。

P4、P5 を御覧ください。「I 家内労働のあらまし」があ
ります。家内労働法は昭和 45 年に施行された法律です。「家内
労働法の目的（法第 1 条）」には家内労働者の労働条件の最低基
準を定めたものである、とし、次の「家内労働者の定義（法第 2
条②）」では、委託を受けて労働の対償を得るために働くもので
あることと規定、また、「委託者の定義（法第 2 条③）」や、家
内労働者の「補助者の定義（法第 2 条④）」が記載されています。

「家内労働手帳（法第 3 条）」についてですが、これは家内労
働を委託するに当たって、家内労働に関わる条件の通知を委託者
にしっかりとさせるという観点から、家内労働手帳を交付すると
いう規定となっています。

P7 を御覧ください。中段、「工賃の支払（法第6条）」には、
工賃の支払いを労働基準法に準じて定期的に行わせるということ
を規定、その下には、第 8 条から第 16 条に「最低工賃」が規定
されていて、「ある部品について、その一定の工程ごとに工賃の
最低額を決め」て、その履行を図っていくという制度であるとし
ています。

P8 からは「安全及び衛生に関する措置」の規定が記載されて

います。家内労働法では安全衛生面の規定がかなり多くを占めています。

P18の下半分を御覧ください。届出（法第26条）」には「委託状況届」が載っています。毎年4月現在の状況を、法定の様式で労働局長に届出をしてもらうという規定になっています。

次に、P21を御覧ください。こちらは「Ⅱ家内労働に関する施策の概要」です。

P22を御覧ください。全国の「業種別最低工賃決定状況」ですが、令和6年8月31日現在のもので、最低工賃の設定件数は全部で93件、その中で「衣服、その他の繊維製品製造業に係る最低工賃」の数が51件、「電気機械器具等製造業に係る最低工賃」が25件などとなっています。下に都道府県ごとの決定一覧が載せてあります。

P30を御覧ください。「Ⅲ 家内労働の現状」です。厚生労働省では、全国的に家内労働者、委託者等の人数などを、毎年10月1日現在の状況で調査しています。

その結果は、P32とP33にまたがる二つの表に載っていますので御覧ください。第1表の2段目「家内労働者数」は、令和5年度は約9万4千人で、昭和48年の184万人をピークに約19分の1に減少しました。また、表の中から、男女比率では約9割が女性で、専業や副業ではなく、いわゆる内職、主たる職を持たない家庭の主婦等が家事の合間に従事しているというパターンが93.9%を占めております。委託者の数については、法が制定された昭和45年当時には11万3千人だったところ、当時の16分の1に減少し、近年は6千人台の数字で推移しております。第2表は、家内労働者の方が就いている業種を示したもので、多いのは3段目の衣服、その他の繊維製品製造業を含む「繊維工業」の22.5%となっています。

P34の第3表の都道府県別の家内労働従事者数などがありますが、宮城県の状況について、後で御説明申し上げます。

続いて、資料4を御覧ください。「宮城県における家内労働の概要」の説明に移ります。この資料にある家内労働者の数等の数

値は、毎年 10 月 1 日を基準にして実施する「家内労働概況調査」による結果をもとに作成しています。先ほどの全国版は令和 5 年の数字が入っていますが、こちらは令和 6 年 10 月の調査の結果を入れてあります。

P2 を御覧ください。令和 6 年 10 月の県内の家内労働従事者数は 907 人で、その内訳は家内労働者が 889 人、補助者が 18 人でした。家内労働者の男女別では圧倒的に女性が多く約 93%を占めており、全国の比率より多くなっています。家内労働従事者数、委託者数は、東日本大震災の時期に大きく減少しました。ここ 10 年ほどは、委託者数は 100 名前後で推移し、家内労働従事者数は約 1,300 名だったのが少しずつ減少し、令和 4 年から 1,000 名を切っており、全国より減少の幅が大きくなっております。

次に P3 を御覧ください。(3) 類型別をみますと、「内職的家内労働者」が大部分で 98.7%を占めています。(4) 業種別で見ますと、家内労働者数の割合は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」で 25.8%と多く、次いで「衣服・その他の繊維製品製造業」が 22.5%となっております。

次に P8 を御覧ください。「家内労働に関する行政取組」が載っています。項目 1 の家内労働法の周知については、金額改正時に、委託者の方々に工賃の改正資料の送付、宮城労働局ホームページへの掲載などにより周知を図っております。項目 2 の個別指導の状況については、労働基準監督署を窓口到家内労働者からの相談、委託者に対する指導等を行っております。

以上で、「宮城県における家内労働の現状について」の説明を終わります。

桑原部会長 ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

各 委 員 (質問等なし。)

桑原部会長

ないようなので次に進みます。

議題（４）最低工賃の改正状況について

議題（５）最低工賃新設・改正計画の実施状況について

議題（６）第 15 次最低工賃新設・改正計画について

の 3 点につきましては関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

補 佐

それでは、議題（４）「最低工賃の改正状況について」、（５）「最低工賃新設・改正計画について」、（６）「第 15 次最低工賃新設・改正計画について」を順に御説明いたします。

現在の宮城県の最低工賃と、これまでの最低工賃新設・改正計画に対する実施状況を最初に説明させていただきます。

「宮城県の最低工賃」ですが、先ほど御覧いただいた資料 4 「宮城県における家内労働の概要」を御覧ください。P9、P10 が宮城県電気機械器具製造業最低工賃、P11 から P18 が宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃です。これら二つが宮城県の最低工賃です。

そのうち本日御審議していただく、宮城県電気機械器具製造業最低工賃は P9 からの記載になります。P9 に記載のとおり、令和 3 年度に審議をしていただき、令和 4 年 4 月に発効となっております。電気機械器具製造業最低工賃は、シールド線にかかる端末加工とチューブ挿入、コネクタ差しとしてシールド線について行うものとリード線について行うものとがあり 2 品目 4 工程に最低工賃が設定されております。P9 と P10 には作業形態の説明が記載されておりますので、御参考にさせていただければと思います。この改定も含めた、今までの経過や推移は、資料 6 の（１）に、引上げ率などを表にしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、宮城県最低賃金と宮城県特定最低賃金の引上げ額と引上げ率の推移が記載されています資料 5 を添付しておりますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

次に議題（５）「最低工賃新設・改正計画」の実施状況について

です。資料番号 7 (1) の一番下の段を御覧ください。横長の資料ですが、第 14 次計画の期間は、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年となっております、これまでの状況等を記載しております。資料 7- (2) に委託者・家内労働者の推移など詳しい状況がございます。

第 14 次計画では令和 5 年度に男子服・婦人服最低工賃改正の予定でしたが、令和 2 年度に主要委託者 1 社を含む 3 社が倒産や事業縮小し、最低工賃が適用となる家内労働者数が 100 人を大きく割り込み、業況も厳しく改正の諮問を見送った経緯があり、令和 5 年度においても業況等に変動はなく令和 6 年 1 月 25 日の家内労働部会で諮問見送りとなりました。電気機械器具製造業については、13 次計画期間中である令和 3 年度に改正されており、14 次計画では令和 6 年度に改正の必要性について御審議いただくこととなっております。

次に議題(6)第 15 次最低工賃新設・改正計画についてですが、資料 9- (1) を御覧ください。改正計画の内容は、令和 7 年度と令和 9 年度に男子服・婦人服製造業最低工賃を改正とし、令和 8 年度に電気機械器具製造業最低工賃の改正としております。これは、第 14 次計画の最終年度に当たる本年度が電気機械器具製造業最低工賃について検討する年となっているため、第 15 次の初年度は男子服・婦人服とし、次は電気機械器具という順序で改正を検討し、検討間隔は 3 年から 2 年にするという案にいたしました。ここで考慮すべきは、最低工賃は家内労働法第 13 条第 1 項に規定されているとおり、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないとされていることや、平成 30 年から令和 3 年までの引上げ率が 10.49%に対し、令和 3 年から令和 6 年までが 14.06%と増加しており、この状況が引き続く場合には、3 年ごとに見直しを行うと最低賃金と最低工賃の引上げ率の乖離が大きくなることから、改正を検討する間隔を 3 年から 2 年とすることとしたものです。その上で計画期間中においても、改正予定年度の適用家内労働者の状況や業況をみて改正の必要性があるのかを判断すること

を付記いたしました。

説明は以上となります。御審議の程お願いいたします。

桑原部会長 それでは、議題（４）最低工賃の改正状況について、議題（５）最低工賃新設・改正計画の実施状況について、の説明に対しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

各 委 員 （質疑等なし。）

桑原部会長 よろしいでしょうか。それでは続きまして、議題（６）第 15 次最低工賃新設・改正計画について、に対してはいかがでしょうか。

各 委 員 （質疑等なし。）

桑原部会長 よろしいでしょうか。それでは部会の結論として、第 15 次最低工賃新設・改正計画（案）のとおりとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし。）

桑原部会長 ありがとうございます。それでは、第 15 次最低工賃新設・改正計画（案）のとおり承認といたします。

それでは、議題（７）電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性についてですが、宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性について議論したいと思います。まずは、事務局から説明をお願いいたします。

補 佐 電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性（案）について御説明いたします。

資料 8-1（1）を御覧ください。

以前にお渡ししました資料につきましては、数値の引用に誤りがございました。申し訳ございません。本日お配りした資料は差

し替え後のものとなっておりますので、差し替え後の資料で御説明させていただきます。

電気機械器具製造業の状況につきましては、参考資料3のみやぎの経済月報P2の鉱工業生産指数の欄に記載のありますとおり、令和6年10月の状況としては、前年同月比15.1%上昇していることや、P13の電子部品・デバイス工業においては、令和6年5月に27.6ポイント改善した後、減少が続いたが、令和6年10月は1.3ポイント改善している状況が認められ、一進一退の状況にあります。このような状況から電気機械器具製造業の業況が厳しいとは言えないと思われまます。

そして、令和6年度の電気機械器具製造業の実態調査においては、最低工賃を適用される労働者が47名と前回調査の84名から大幅に減っている状況がございます。理由として不況、人材不足などがあります。そして、家内労働委託者についても、前回調査時にはなかった事業廃止や家内労働者なしといった状況がみられることから、家内労働業務量が減少していることが背景にあると考えられます。これは、資料8-（2）P5の第6表や第7表からも読み取ることができます。

これまでの諮問と改正の状況ですが、令和3年度については、最低工賃適用労働者が100名を切る状況がありましたが、資料6-（1）の令和4年4月15日改正のところをみますと、最低賃金の引上げ率が10.49%であり、また、当時の業況が悪いとは言えない状況だったことから改正の諮問を行い、令和4年4月に現在の最低工賃が発効されております。

家内労働委託者の状況につきましては、今後の見通しとして、人材を確保しつつ家内労働を維持していこうとする委託者が存在しており、最低工賃額を適用している委託者があることも認められます。これは資料8-（3）P9を御覧いただきますと委託者番号14の業者は、コネクタ差しのリード線において最低工賃額と同額の工賃額にしていることが確認できます。

これまで述べてきた状況から、最低工賃額は、家内労働者の

工賃額への影響を与えている側面も認められるところであります。

家内労働法第 13 条第 1 項において「最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないとされています。

平成 30 年から令和 3 年までの宮城県最低賃金額の引上げ率を考慮されているところ、その後、当該最低賃金額は令和 3 年から令和 6 年までの間に 120 円(14.06%)引き上げられています。

以上を総合的に勘案し、最低工賃を改正する必要があると考えるところです。説明は以上になります。御審議をお願いいたします。

桑原部会長 事務局の説明や資料の内容を勘案して、御意見を申し上げます。

各委員 (意見等なし。)

桑原部会長 よろしいでしょうか。特に意見はないようですので、それでは、部会の結論として、宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性を認める、ということにしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

桑原部会長 はい、ありがとうございました。それでは、部会の結論として、宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性を認めることとしたいと思います。

資料 3-(1) にありますとおり「宮城地方労働審議会運営規程」第 10 条第 1 項では、「部会長が委員である部会がその所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」としております。本部会の審議結果がこれに当たりますので、重要事項として、部会長名で審議会会長へ報告したいと思います。

つきましては、事務局で報告書案を準備してください。準備の間、休会といたします。

(休 会)

桑原部会長 それでは、再開いたします。事務局で審議結果の報告書案を配布して、読み上げてください。

(事務局により、報告書(案)を各委員へ配布。)

補 佐 それでは案を読み上げます。

(案)

令和7年2月3日

宮城地方労働審議会
会長 砂金 直美 殿

宮城地方労働審議会
家内労働部会長 桑原 真弓

報告書

当家内労働部会は、令和7年2月3日、第15次最低工賃新設・改正計画及び宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性について、審議した結果、別紙のとおり結論となったので報告する。

なお、本件の審議に当たった部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	小幡 佳緒里
	熊谷 真宏
	桑原 真弓

家内労働者代表委員	阿部 祥大
	阿部 徹
	泉 利雄

委託者代表委員	飯塚 正行
	笹崎 直也
	桃井 健次

第15次最低工賃新設・改正計画について

計画期間の令和7年度から令和9年度までの改正は、令和7年度及び9年度が宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃、令和8年度が宮城県電気機械器具製造業最低工賃とする。

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性について

令和4年4月15日に効力を発生した以下の宮城県電気機械器具製造業最低工賃は、改正の必要性を認める。

1 適用する家内労働者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者

3 家内労働者に係る最低工賃額（令和4年4月15日発効）

は次のとおり

品目、工程、規格、金額の順に読み上げます。

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭

	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円90銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭

以上となります。

桑原部会長 ありがとうございました。報告書の内容は、これでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし。)

桑原部会長 それでは、その他に事務局で何かありますか。

賃金室長 ございません。

桑原部会長 委員の皆様からは、何かございますでしょうか。

各 委 員 (意見等なし。)

桑原部会長 それでは、本日の当部会における審議結果については、本日付けで会長あての報告書を作成して、3月に開催されます宮城地方労働審議会で説明させていただきます。

本日予定されていた議事はすべて終了しましたので、最後に労働基準部長から閉会にあたっての御挨拶いただければと存じます。

基準部長 ただいま報告書を取りまとめでいただきまして、ありがとうございます

ございました。事務局といたしましては、この報告書をもとに必要な手続きを進めてまいります。本日はお忙しいところ真摯な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

補佐 以上をもちまして、本日の家内労働部会は終了させていただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

閉会